

## 税務情報

### 国税庁 — 所得合算ルールに相当する制度に係る通達の趣旨説明の公表

国税庁は4月26日、2023年度税制改正で創設された、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（以下、日本版 IIR）に対応して発遣された「[法人税基本通達の一部改正について（法令解釈通達）](#)」（2023年9月21日付、以下、本通達）<sup>(\*)</sup>に係る以下の趣旨説明を公表しました。

■ [令和5年9月21日付課法2-17ほか2課共同「法人税基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明](#)

本通達において新設された寄附金、定義、国際最低課税額及び経過的取扱いに係る全ての通達についての趣旨説明がなされており、通達が設けられた背景や留意事項のほか、本通達からは読み取ることができない情報等にも言及されています。

なお、2023年度税制改正において創設された日本版 IIR は、OECD/G20 の「BEPS 包摂的枠組み」により2021年12月に公表された Global Anti-Base Erosion Model Rule から、2023年2月に公表された Administrative Guidance（以下、執行ガイダンス）までの内容が法制化されたものです。2024年度税制改正では、その後公表された追加の執行ガイダンスや国際的な議論等を踏まえた見直しが行われていますので、この見直しに対応した通達も今後公表されるものと思われます。

<sup>(\*)</sup> 本通達の概要は、e-Tax News No.291「[国税庁 — 所得合算ルールに相当する制度に係る通達の公表](#)」（2023年10月3日発行）でお知らせしています。

**KPMG 税理士法人**

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.